○農林水産省告示第百十三号

出願者から出願公表後に品種登録出願が取り下げられたので、種苗法（平成十年法律第八十三号）第十三条第二項の規定に基づき、次のとおり公示する。

平成二十三年一月十七日

農林水産大臣　鹿野　道彦

出願品種の属する農林水産植物の種類	出願品種の名称	出願者の氏名又は名称及び住所又は居所	品種登録出願の番号及び取下げ年月日
Argyranthemum frutescens (L.) Sch. Bip.	Bonnadcrepe	Bonza Botanicals Pty Limited 244 Singles Ridge Road, Yellow Rock, NSW 2777, Australia	第24595号 平成22年11月16日
〃	Bonnadcink	〃	第24596号 平成22年11月16日
Brugmansia Pers.	ゲッコー	有限会社空閑園芸　福岡県朝倉市片延68－3	第16487号 平成22年11月15日
Dianthus L.	チュチュミルクホワイト	金澤美浩　福島県東白川郡矢祭町大字下関河内字下古宿８番地	第19869号 平成22年11月２日
Dianthus caryophyllus L.	ピカント	Hilverda Kooij B.V. Mijnsherenweg 15, 1424 CA De Kwakel, The Netherlands	第21340号 平成22年11月４日
〃	KOVIOL	〃	第22732号 平成22年11月４日
Lewisia cotyledon (S.Watson) B.L.Rob.	アルテミス	有限会社吉田園芸　埼玉県鴻巣市寺谷307番地	第18361号 平成22年11月22日
Rhaphiolepis Lindl	ヒロダイ１号（ごう）	国立大学法人広島大学　広島県東広島市鏡山一丁目３番２号	第20643号 平成22年11月８日
Senecio cruentus (Masson ex L'Her.) DC.	Sunsenebatubu	サントリーフラワーズ株式会社　東京都千代田区平河町２丁目13番12号	第24043号 平成22年11月16日
Verbena L.	Summariao	〃	第24417号 平成22年11月16日
Viola L.	Sunviocoba	〃	第24045号 平成22年11月16日

○農林水産省告示第百十四号

農業機械化促進法（昭和二十八年法律第二百五十二号）第八条の二第一項の規定に基づき、独立行政法人農業・食品産業技術総合研究機構から平成二十二年度において実施した型式検査に合格した農機具の型式等について次のとおり報告があったので、同条第二項の規定に基づき、公示する。

平成二十三年一月十七日

農林水産大臣　鹿野　道彦

1　農機具の種類、型式名、合格番号及び依頼者の名称			
農機具の種類	農機具の型式名	合格番号	依頼者の名称
〃	キセキ　ＳＣ158	210024	〃
〃	キセキ　ＳＣ159	210025	〃
〃	キセキ　ＳＦ406	210026	〃
〃	キセキ　ＳＦ407	210027	〃
〃	クボタ　ＩＣ108Ｗ	210028	株式会社クボタ
農用トラクター（乗用型）用安全キャブ及び安全フレーム	キセキ　ＳＣ151	210023	井関農機株式会社

2　検査成績の概要

検査成績の概要については、農林水産省生産局農業生産支援課、地方農政局、内閣府沖縄総合事務局、都道府県庁及び独立行政法人農業・食品産業技術総合研究機構において閲覧に供する。

○農林水産省告示第百十五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十三年一月十七日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　保安林の所在場所　高知県高岡郡四万十町大道字カニヴヱ二五〇の四、二五一の一、一二三八の一、字子ズミカウチ二四五の一、二四五の二、二四五の九、二四六の一、二四七、二四九の一、二四九の三、一二三六の四、一二三六の五、一二三六の七、一二三六の一一、字キタバタケ二四四の五、一二三四の七、字ヨセノモト一二四四、字大カゲ三二三四の四、三二四の二、三二四の六、一二四六の二、一二四六の一二、字カンドヲ二五二の三から二五二の五まで、一二四〇の六、一二四〇の七、一二四〇の一二、一二四〇の一四、字上フチガサコ五二二の五、一二八三の一、字クワギ五二三の一、五二三の三、五二三の一六、一二八四の一一、一二八四の一四、一二八四の三八、字ジョヲキン五三二、五三三の二、五三三の七、五三四の四、字ミヅナシ四八一の一、四八一の二、四八二の一、一二七八の五、一二七八の九、一二七八の一四

二　指定の目的　水源のかん養

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を高知県庁及び四万十市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第百十六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十三年一月十七日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　保安林の所在場所　高知県四万十市大西ノ川字白石花一一九一の三、字フキハラ一一九二の三、字カシ谷一一九四の一

二　指定の目的　水源のかん養

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐その他特別の場合の伐採に係るものは、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を高知県庁及び四万十市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第百十七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十三年一月十七日

農林水産大臣　鹿野　道彦